

山梨県建築基準法施行条例の改正概要

(令和元年9月3日公布)

【建築基準法施行令の一部改正（令和元年6月25日施行）に伴い、当該法令の条項等を引用する規定を整理】

【施行日：公布の日】

● 改正条項

第3条（居室を三階以上に設ける場合）

第9条（学校の教室等の出入口）

第15条（マーケットの構造に関する制限）

第18条（上階に設ける共同住宅等の禁止）

第19条第2号（長屋の出入口と道路との関係）

第21条（車庫等の構造）

第22条の2（避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用除外）

※改正部分は「新旧対照表」をご覧ください。

※この改正による規定の内容の変更は生じません。